

3農振第2887号
令和4年3月31日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省農村振興局長

「農地法の運用について」の制定について」等の一部改正について

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、下記の通知の一部を改正し、本日付で施行することとしましたので、御了知の上、制度の適切な運用をお願いします。

（また、貴管内の都道府県知事に対しては、別途通知済みであるので、申し添える。）

（また、このことについて、貴管内の市町村長及び農業委員会に対し、周知をお願いします。）

記

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知） | 別紙1 |
| 2 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知） | 別紙2 |

○「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）一部改正
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用</p> <p>1 法第4条第6項関係 (略)</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号） (略)</p> <p>ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ） (ア) (略)</p> <p>(イ) 許可の基準 農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。 ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 a・b (略)</p> <p>c 次の全てに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号） (a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、3年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。 ただし、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和4年3月31日付け3農振第2869号農村振興局長通知）」の規定により、農地をその区画や形質を変更す</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用</p> <p>1 法第4条第6項関係 (略)</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号） (略)</p> <p>ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ） (ア) (略)</p> <p>(イ) 許可の基準 農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。 ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 a・b (略)</p> <p>c 次の全てに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号） (a) 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 「一時的な利用」の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは、3年以内の期間であれば「一時的な利用」に該当すると判断される。 また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不適当と認められる場合であって、具体的には、イの(イ)のa又</p>

ることなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、この限りではない。

また、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」とは、用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）がないか、又はこれを要求することが不相当と認められる場合であって、具体的には、イの(イ)の a 又は c から h までのいずれかに該当するものが対象となり得る。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

- i・ii (略)
- (b) (略)

は c から h までのいずれかに該当するものが対象となり得る。

特に、砂利の採取を目的とする一時転用については、次に掲げる事項の全てに該当する必要があると考えられる。

- i・ii (略)
- (b) (略)

附 則

この通知は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

○支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて</p> <p>農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについては、これまで、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)等によりその内容を定め、当該設備の下部の農地における営農に支障を与えないこと等の確保を図ってきたところである。これまでの当該設備が設置された事例においては、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善に資するものが見られた一方で、当該設備の下部の農地での農業生産が適切に行われていなかった事例等も見られたが、農地転用許可権者等の改善指導により改善されたところである。</p> <p>このため、今後の取扱いについては、太陽光発電設備の下部の農地における適切な営農の継続を図るとともに、担い手の所得向上を通じた農業経営の発展を推進するため、次の各通知によるほか、下記事項にご留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。</p> <p><u>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	(1) (略)	10年以内	<p style="text-align: center;">支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて</p> <p>農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについては、これまで、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)等によりその内容を定め、当該設備の下部の農地における営農に支障を与えないこと等の確保を図ってきたところである。これまでの当該設備が設置された事例においては、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善に資するものが見られた一方で、当該設備の下部の農地での農業生産が適切に行われていなかった事例等も見られたが、農地転用許可権者等の改善指導により改善されたところである。</p> <p>このため、今後の取扱いについては、太陽光発電設備の下部の農地における適切な営農の継続を図るとともに、担い手の所得向上を通じた農業経営の発展を推進するため、次の各通知によるほか、下記事項にご留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	(1) (略)	10年以内
区 分	期 間								
(1) (略)	10年以内								
区 分	期 間								
(1) (略)	10年以内								

<p>(2) 荒廃農地（運用通知第3の1の(3)のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（次のア又はイに掲げる場合を含む。）</p> <p>ア 既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可のうち最初のものを受ける前に荒廃農地であった場合</p> <p>イ 同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、荒廃農地の面積が過半を占めており、荒廃農地と荒廃農地以外の農地とが連坦し、これらが一団のまとまりを有する場合</p>		
(3)	(略)	
(4)	(略)	3年以内

<p>(2) 荒廃農地（運用通知第3の1の(3)のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。）</p>		
(3)	(略)	
(4)	(略)	3年以内

附 則

この通知は、令和4年3月31日から施行する。